

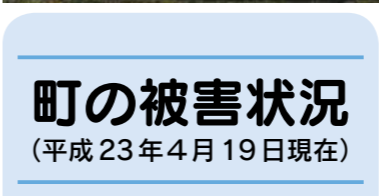
# 東日本大震災

東日本大震災で被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震では、国内史上最大となるM9.0を記録し、宮城県では震度7の巨大な揺れを観測しました。多古町においては、同日中に震度5強を2度観測し、長時間の停電と水道の断水という事態に見舞われ、度重なる余震に不安な夜を過ごしました。

町では橋りょうの落橋や道路の亀裂、陥没などがあり、また屋根瓦の落下も多く見られ、現在でもブルーシートに覆われた屋根が数多く見られます。その後も計画停電により一部地域では停電と断水になりました。水や食料、懐中電灯を買い求め、ほとんどの店では品切れ状態となり、ガソリンスタンドでは長蛇の列、さらには原子力発電所の相次ぐ事故により、町にも多くの爪あとを残しています。

回数は減ってきていますが、今もなお余震は続いています。火の取り扱いや落下物には、十分注意してください。



## 町の被害状況

(平成23年4月19日現在)

### 人的被害

死者・行方不明者…0人  
軽傷……………0人

### 住家被害

全壊……………2棟  
半壊……………1棟  
一部破損……………489棟

道路被害……………14箇所  
がけ崩れ……………4箇所  
橋りょう……………5箇所  
公共施設被害……………2施設

- ① 公民館の図書室で倒れた本棚
- ② 多古中央病院の周囲には多数の亀裂
- ③ ④ 地盤の陥没により沈んだ多古中央病院の郵便ポストの復旧前と復旧後
- ⑤ 家屋の棟と瓦が崩れ落ちる
- ⑥ 多古中央病院のマンホール周辺の損壊
- ⑦ 町内各地で道路の損壊
- ⑧ ブルーシートで覆われた屋根

## お知らせ

### 防災無線の個別受信機について

使い切った乾電池を入れたままにしておくと、液漏れなどを起こして故障の原因となります。定期的に確認し、年に一度は乾電池を交換するようにしましょう。

問合せ ● 総務課交通防災係  
☎(76)2611

### り災証明書について

震災で見舞金などの申請書類として、り災証明書が必要の方は、印鑑と被災状況の分かる写真(お持ちの方のみを)持参の上、役場総務課で申請をお願いします。証明書は、担当職員が現地を確認した後、発行されます。

問合せ ● 総務課交通防災係  
☎(76)2611

### 税金について

災害により一定の資産に損害を受けた方には、所得税と住民税の雑損控除が適用される場合があります。ただし、控除を受けようとする方は、平成23年分の申告の際に、証明書として被害状況が分かるもの(写真や明細書など)と領収書が必要になります。納付が困難な場合は、税の減免や分納、延納のご相談をお受けします。

問合せ ● 税務課課税係または収税係  
☎(76)5402

### 水道水について

町の水道水は、すべて深さ80m〜100mの井戸からくみ上げた地下水です。地下水はくみ上げてから一度も屋外に出ることがないため、放射性物質の影響を受けない安全な水道水として各ご家庭に供給しています。

問合せ ● 生活環境課水道工務係  
☎(76)5406

### 木造住宅耐震診断補助金制度について

現在お住まいの木造住宅(昭和56年5月以前に建築されたもの)の耐震診断を実施する際に、6月1日から診断費の一部を補助する制度を開始します。詳しくは、別途配布の「耐震診断補助金のお知らせ」をご覧ください。

問合せ ● 都市整備課都市計画室  
☎(76)5407

## お願い

### 東日本大震災に伴う避難者の把握について

総務省が主体となり、全国避難者情報システムが構築されました。

被災地から多古町に避難された方の情報を収集しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

- ① 提供していただく情報
  - ・氏名、生年月日、性別
  - ・避難前の住所
  - ・避難先(賃貸住宅、個人宅等)の情報
  - ② 情報の提供先

多古町役場総務課庶務係  
☎(76)2611 ㉠(76)7144

### 計画停電について

計画停電については、当分の間実施されませんが、気象の変化などにより電力需要の増加が見込まれますので、引き続き節電のご協力をお願いします。

## わたしたちにできること

災害が起きている中、町民の方々の協力し合う姿が見受けられました。停電になり、信号が消えた十字路で自ら交通整理をする方、お年寄りの自宅が被害に遭い、屋根に登りブルーシートで応急処置をする方など、1人ではできないことでも、みんなでき助け合い大きな力となって困難を乗り越えることができました。

また、電気を小まめに消すことや必要最小限の買い物など、小さなことでも一人ひとりが気を付けることで、遠く離れた被災地の方々に協力することができるのではないのでしょうか。

## 掲載変更のお知らせ



広報たこ5月号に掲載を予定していましたが「国民健康保険税の税率改定」の詳細については、6月号に掲載させていただきます。お詫びするとともに、訂正いたします。